

裁判員法における守秘義務規定の改正に関する立法提言

2011年（平成23年）6月16日

日本弁護士連合会

第1 提言の趣旨

当連合会は、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（以下「裁判員法」という。）における守秘義務規定について、厳格かつ広範な罰則規定（裁判員法108条）が表現の自由を過度に制約し、裁判員の経験の共有化を妨げるおそれがあること、及び、裁判員制度の運用に関する調査研究のためにその適用を除外する必要があることに鑑み、別添「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律改正案（裁判員の職にあった者の守秘義務の限定）」のとおり、裁判員法を改正することを提言する。

第2 提言の理由

1 はじめに

裁判員法は裁判員及び補充裁判員並びにそれらの職にあった者に対して守秘義務（裁判員法70条）を課し、その違反につき厳格かつ広範な罰則規定を設けている（裁判員法108条）。

裁判員の守秘義務は、評議における自由な意見表明を保障する機能を持つ反面、市民の表現の自由を制限するものである。とりわけ任務終了後の守秘義務違反に対する罰則については、裁判員経験者に重い心理的負担を長期にわたって課すものであり、刑罰の萎縮効果によって、正当な事実や意見の表明までもが抑制され、裁判員の経験を広く共有することが妨げられるおそれがある。

したがって、守秘義務違反に対する罰則規定のうち、「裁判員又は補充裁判員の職にあった者」を名宛人とする規定については、その対象を、関係者のプライバシーを保護し、評議における自由な意見表明を保障するために禁圧する必要性が高い行為に限定するべきである。

また、裁判員制度の運用に関する充実した調査研究を可能にするために、「裁判員又は補充裁判員の職にあった者」が一定の調査研究機関が実施する調査に応じる場合については、守秘義務規定の適用を除外すべきである。

2 当連合会の提案する改正案の骨子

(1) 裁判員又は補充裁判員の職にあった者の罰則規定を改正し、罰則の対象と

なる行為の範囲を次の3つに限定する。

ア 職務上知り得た秘密（評議の秘密を除く。）を漏らす行為

イ 評議の秘密のうち、「裁判官又は裁判員の意見」を「当該意見を述べた者」の特定に結びつく形で漏らす行為。

ウ 裁判員の職にあった者が、裁判員の任務が終了した日から10年が経過する前に「事実の認定又は刑の量定の当否」を述べる行為。

(2) 裁判員制度の運用に関する調査研究のため、守秘義務の適用除外規定を新設する。

政府、最高裁判所又は日本弁護士連合会が裁判員制度の運用等に関する調査研究を目的として設置した機関に対して、職務上知り得た秘密を告知し又は事実の認定又は刑の量定の当否を述べる行為については、守秘義務規定の適用を除外する。

3 改正案の理由

(1) 「評議の秘密」のうち、「裁判官又は裁判員の意見」を漏らす行為（現行法108条2項2号）については、「当該意見を述べた者」の特定に結びつく形で漏らす行為のみを罰則の対象とし、特定に結びつくおそれが乏しい行為については、罰則の対象とすべきではない。

「誰がどのような意見を述べたか」が公にされるおそれがある場合、評議における意見表明が躊躇され、自由な意見表明が妨げられる場合もあることは否定しがたい。他方、評議の中で述べられた意見が後に第三者に告げられるとしても、その意見を述べた者が特定されるおそれがないのであれば、評議における自由な意見表明は実質的に妨げられないと考えられる。

「当該意見を述べた者の氏名、年齢、性別、容ぼうその他のその者が当該意見を述べた者であることを推知させる事項」を示して「裁判官又は裁判員の意見」を漏らす行為は、評議における意見表明を躊躇させるおそれのある行為であるから、罰則の対象とする必要性がある。ここには、自分が当該意見を述べた者であることを示して漏らす行為も含まれる。裁判員の職にあった複数の者が同様に自分の意見を漏らすことによって、結果的に他の裁判員の特定に結びつくおそれもあるからである。しかし、当該意見を述べた者が単に裁判官であるか裁判員であることを示して漏らす行為については、意見を述べた者の特定に結びつくおそれは乏しいことから、罰則の対象から除外すべきである。

また、裁判官又は裁判員の全員が当該意見を述べたこと（合議体の全員

が当該意見を述べたこともここに含まれる)を明らかにして「裁判官又は裁判員の意見」を漏らす行為は、個々の裁判官又は裁判員の意見を漏らすことと同じ結果となることから、罰則の対象とする必要がある。裁判官1名の合議体において、当該意見を述べた者が裁判官であることを示して漏らす行為は、ここに含まれることになる。

- (2) 「評議の秘密」のうち、意見の「多少の数」を漏らす行為（現行法108条2項2号）については、罰則の対象とすべきではない。

「多少の数」を漏らす行為は、上記の「裁判官又は裁判員の全員が当該意見を述べたことを明らかにして」意見を漏らす行為に該当する場合を除けば、意見を述べた者の特定に結びつくおそれは乏しく、したがって、評議における自由な意見表明を妨げるおそれはないと考えられるからである。

- (3) 「評議の秘密」のうち、「評議の経過」を漏らす行為（現行法108条2項3号、同条3項）については、罰則の対象とすべきではない。

評議がどのような進行過程を経て結論に至ったかの道筋が明らかにされても、評議における自由な意見表明は妨げられないからである。

- (4) 「事実の認定又は刑の量定の当否」を述べる行為（現行法108条6項）については、裁判員の職にあった者が、裁判員の任務が終了した日から10年が経過する前に述べる行為に限定して罰則の対象とし、裁判員の職にあった者が裁判員の任務が終了した日から10年が経過した後に述べる行為や、補充裁判員の職にあった者が述べる行為は、罰則の対象とすべきではない。

「事実の認定又は刑の量定の当否」を述べる行為については、評議と近接した時期になされる場合は、評議における意見を自分が当該意見を述べた者であることを示して漏らす行為と同視でき、前記(1)のように、評議における自由な意見表明を妨げるおそれもないとはいえない。しかし、裁判員の任務が終了した日から相当の期間が経過し、もはや評議における意見を漏らす行為とは同視されない時期に述べる行為については、評議における自由な意見表明を妨げるおそれはないと考えられる。そして、裁判員の任務が終了した日から、法が刑の言渡しの効力（刑法34条の2）や一般債権の消滅時効（民法167条1項）の期間としても採用している10年という期間が経過した後に述べる行為については、社会通念上、評議における意見を漏らす行為とは同視されないというべきである。

また、補充裁判員については、評決に加わらないため、評議における意見と同視される意見を述べても、他の裁判員の特定に結びつくおそれは乏

しいことから、刑罰を科す必要性はないと考えられる。

(5) 裁判員制度の運用に関する調査研究のための守秘義務規定の適用除外

裁判員制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるようにするためには、充実した裁判員制度の運用に関する調査研究が不可欠である。そこで、政府、最高裁判所又は日本弁護士連合会が設置する裁判員制度の運用に関する調査研究機関については、接触禁止規定（裁判員法102条2項）の適用を除外するとともに、裁判員又は補充裁判員の職にあった者がその調査に応じる場合については、守秘義務規定の適用を除外すべきである。

そして、調査研究機関の実施する調査の事務に従事する者又は従事していた者が、裁判員又は補充裁判員の職にあった者が告知した秘密等を漏らす行為について、裁判員の職にあった者と同様の罰則規定を設けることによって、関係者のプライバシー保護及び評議における意見表明の自由を確保するのが相当である。

**裁判員の参加する刑事裁判に関する法律改正案
(裁判員の職にあった者の守秘義務の限定)**

改 正 案	現 行
<p>第108条(裁判員等による秘密漏示罪) 裁判員又は補充裁判員が、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 裁判員又は補充裁判員の職にあった者が次の各号のいずれかに該当するときも、前項と同様とする。</p> <p>一 職務上知り得た秘密(評議の秘密を除く。)を漏らしたとき。</p> <p>二 評議の秘密のうち構成裁判官及び裁判員が行う評議又は構成裁判官のみが行う評議であって裁判員の傍聴が許されたもののそれぞれの裁判官又は裁判員の意見を、<u>当該意見を述べた者の氏名、年齢、性別、容ぼうその他のその者が当該意見を述べた者であることを推知させる事項(その者が裁判官であるか裁判員であるかの別を除く。)</u>を示し、又は裁判官若しくは裁判員の全員が当該意見を述べたことを明らかにして、漏らしたとき。</p> <p>3 前二項の規定の適用については、区分事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員の職にあった者で第八十四条の規定によりその任務が終了したものは、併合事件裁判がされるまでの間は、なお裁判員又は補充裁判員</p>	<p>第108条(裁判員等による秘密漏示罪) 裁判員又は補充裁判員が、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 裁判員又は補充裁判員の職にあった者が次の各号のいずれかに該当するときも、前項と同様とする。</p> <p>一 職務上知り得た秘密(評議の秘密を除く。)を漏らしたとき。</p> <p>二 評議の秘密のうち構成裁判官及び裁判員が行う評議又は構成裁判官のみが行う評議であって裁判員の傍聴が許されたもののそれぞれの裁判官若しくは裁判員の意見又はその<u>多少の数を漏らしたとき。</u></p> <p>三 <u>財産上の利益その他の利益を得る目的で、評議の秘密(前号に規定するものを除く。)</u>を漏らしたとき。</p> <p>3 前項第三号の場合を除き、裁判員又は補充裁判員の職にあった者が、<u>評議の秘密(同項第二号に規定するものを除く。)</u>を漏らしたときは、<u>五十万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>4 前三項の規定の適用については、区分事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員の職にあった者で第八十四条の規定によりその任務が終了したものは、併合事件裁判がされるまでの間は、なお裁判員又は補充裁判員</p>

<p>であるものとみなす。</p> <p>4 裁判員又は補充裁判員が、構成裁判官又は現にその被告事件の審判に係る職務を行う他の裁判員若しくは補充裁判員以外の者に対し、当該被告事件において認定すべきであると考ええる事実若しくは量定すべきであると考ええる刑を述べたとき、又は当該被告事件において裁判所により認定されると考える事実若しくは量定されると考える刑を述べたときも、第一項と同様とする。</p> <p>5 裁判員の職にあった者が、その職務に係る被告事件の審判における判決（少年法第五十五条の決定を含む。以下この項において同じ。）に關与した構成裁判官であった者又は他の裁判員若しくは補充裁判員の職にあった者以外の者に対し、<u>裁判員の任務が終了した日から十年が経過する前に、当該判決において示された事実の認定又は刑の量定の当否を述べたときも、第一項と同様とする。</u></p> <p>6 区分事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員の職にあった者で第八十四条の規定によりその任務が終了したものが、併合事件裁判がされるまでの間に、当該区分事件審判における部分判決に關与した構成裁判官であった者又は他の裁判員若しくは補充裁判員の職にあった者以外の者に対し、併合事件審判において認定すべきであると考ええる事実（当該区分事件以外の被告事件に係るものを除く。）若しくは量定すべきであると考ええる刑を述べたとき、又は併合事件審判において裁判所により認定されると考える事実（当該区分事件以外の被告事件に係るものを除く。）若しくは量定されると考える刑を述べたときも、第一項と同様とする。</p>	<p>であるものとみなす。</p> <p>5 裁判員又は補充裁判員が、構成裁判官又は現にその被告事件の審判に係る職務を行う他の裁判員若しくは補充裁判員以外の者に対し、当該被告事件において認定すべきであると考ええる事実若しくは量定すべきであると考ええる刑を述べたとき、又は当該被告事件において裁判所により認定されると考える事実若しくは量定されると考える刑を述べたときも、第一項と同様とする。</p> <p>6 裁判員又は補充裁判員の職にあった者が、その職務に係る被告事件の審判における判決（少年法第五十五条の決定を含む。以下この項において同じ。）に關与した構成裁判官であった者又は他の裁判員若しくは補充裁判員の職にあった者以外の者に対し、当該判決において示された事実の認定又は刑の量定の当否を述べたときも、第一項と同様とする。</p> <p>7 区分事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員の職にあった者で第八十四条の規定によりその任務が終了したものが、併合事件裁判がされるまでの間に、当該区分事件審判における部分判決に關与した構成裁判官であった者又は他の裁判員若しくは補充裁判員の職にあった者以外の者に対し、併合事件審判において認定すべきであると考ええる事実（当該区分事件以外の被告事件に係るものを除く。）若しくは量定すべきであると考ええる刑を述べたとき、又は併合事件審判において裁判所により認定されると考える事実（当該区分事件以外の被告事件に係るものを除く。）若しくは量定されると考える刑を述べたときも、第一項と同様とする。</p>
---	---

改 正 案	現 行
<p>第 105 条の 2 (調査研究機関)</p> <p>1 政府、最高裁判所及び日本弁護士連合会は、裁判員の参加する刑事裁判の運用に関する調査研究機関を設置し、第百二条第二項の規定にかかわらず、当該調査研究機関をして、裁判員又は補充裁判員の職にあった者に対する調査を実施させることができる。</p> <p>2 第七十条第一項及び第百八条第二項の規定は、当該調査研究機関が実施する調査において、裁判員又は補充裁判員の職にあった者が、職務上知り得た秘密を告知するときは、適用しない。</p> <p>3 第百八条第五項の規定は、当該調査研究機関が実施する調査において、裁判員の職にあった者が、その職務に係る被告事件の審判における判決(少年法第五十五条の決定を含む。)において示された事実の認定又は刑の量定の当否を述べるときは、適用しない。</p>	(新設)
<p>第 108 条 (裁判員等による秘密漏示罪)</p> <p>7 当該調査研究機関が実施する調査に関する事務に従事する者又は従事していた者が次の各号のいずれかに該当するときも、第一項と同様とする。</p> <p>一 裁判員又は補充裁判員の職にあった者が当該調査研究機関が実施する調査において告知した職務上知り得た秘密(評議の秘密を除く。)を漏らしたとき。</p> <p>二 裁判員又は補充裁判員の職にあった者が当該調査研究機関が実施する調査において告知した評議の秘密のうち構成裁判官及び裁判員が行う評議又は構成裁判官のみが行う評議であって裁判員の傍聴が許されたもののそれぞれの裁判官又は裁判員の意見を、当該意見を述べた者の氏名、年齢、性別、容ぼうその他その者が当該意見を述べた者であること</p>	(新設)

を推知させる事項（その者が裁判官であるか
裁判員であるかの別を除く。）を示し、又は裁
判官若しくは裁判員の全員が当該意見を述べ
たことを明らかにして、漏らしたとき。

三 裁判員の職にあった者が当該調査研究機
関が実施する調査において述べたその職務に
係る被告事件の審判における判決（少年法第
五十五条の決定を含む。）において示された事
実の認定若しくは刑の量定の当否を、当該裁
判員の職にあった者の氏名、年齢、性別、容
ぼうその他のその者を推知させる事項を示し
て、漏らしたとき。